事　務　連　絡
令和２年（２０２０年）２月２８日

各市町村障がい保健福祉主管課長　様
各児童相談所長　様

熊本県健康福祉部子ども・障害福祉局
障がい者支援課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について（その２）

このことについて、令和２年（２０２０年）２月２８日付けで厚生労働省から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、各市町村におきましては、管内障害児相談事業所に対し周知をお願いいたします。

【概要】

・特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒については、各教育委員会においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

・放課後等デイサービスの利用を希望する保護者等からの連絡が直接事業所に寄せられ、調整を行うことが困難な場合には、保護者等に対し、利用調整を行っている教育委員会又は学校長に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えていただくよう案内すること。

熊本県健康福祉部　子ども・障がい福祉局
障がい者支援課
サービス向上班
TEL：０９６－３３３－２２３３